

# 鹿児島県みんなの森づくり県民税構想

〔第5期〕（令和7～11年度）



（みんなの森づくり県民税シンボルマーク）

令和6年11月

鹿児島県



## 目 次

1	趣 旨	1
2	現行制度の概要	1
	（1）税の目的	
	（2）課税方式及び税収額	
3	みんなの森づくり県民税関係事業の実績と成果	2
	（1）森林（もり）にまなびふれあう推進事業	
	（2）森林（もり）をまもりそだてる整備事業	
4	みんなの森づくり県民税制度のあり方	6
	（1）継続の必要性	
	（2）課税方式	
	（3）税率	
	（4）課税期間	
5	みんなの森づくり県民税関係施策の方向性	7
	（1）基本的な考え方	
	（2）各施策	
	① 森林 <sup>もり</sup> にまなびふれあう	
	② 森林 <sup>もり</sup> をまもりそだてる	
	（3）森林環境譲与税との関係	

## 1 趣 旨

本県では、県土の保全、水源の涵養等全ての県民が享受している森林の有する多面的かつ公益的な機能の重要性に鑑み、県民の理解と協力の下に、森林環境の保全及び森林を全ての県民で守り育てる意識の醸成に関する施策を推進するため、これらに要する経費の財源を確保することを目的として、平成16年6月、「鹿児島県森林環境税条例」を制定しました（令和2年4月、「鹿児島県みんなの森づくり県民税条例」に改称）。

みんなの森づくり県民税は、平成17年度から令和6年度までの4期20年間にわたり、税の目的に応じた様々な取組に活用されており、これまでに、間伐や再造林の推進、里山林の整備など、森林環境の保全を図るための施策や、県民参加による森林づくりや木の良さなどを学ぶ「木育」の推進、森林ボランティアの育成など、森林を全ての県民で守り育てる意識の醸成を図るための施策を県民と一体となって行ってきました。

みんなの森づくり県民税の課税期間は、条例第3条及び第4条において令和6年度までと定められています。

このため、今般、これまでの取組等を踏まえ、みんなの森づくり県民税制度について第5期構想（令和7年度から令和11年度）を策定しました。

## 2 現行制度の概要

### (1) 税の目的

みんなの森づくり県民税は、県土の保全、水源の涵養等全ての県民が享受している森林の有する多面的かつ公益的な機能の重要性に鑑み、県民の理解と協力の下に、森林環境の保全及び森林を全ての県民で守り育てる意識の醸成に関する施策に要する経費の財源を確保するため、導入しています。

### (2) 課税方式及び税収額

#### ① 課税方式

個人に係るみんなの森づくり県民税は、みんなの森づくり県民税条例第3条の規定により、住民税のうち県民税の均等割額に500円を加算し、負担いただいています。

法人に係るみんなの森づくり県民税は、みんなの森づくり県民税条例第4条の規定により、法人県民税の均等割額に対し5%相当額を加算し、負担いただいています。

#### ② 税収額

みんなの森づくり県民税の税収は、個人県民税の徴収事務を行う市町村へ交付する徴収取扱費を差し引いた全ての金額をみんなの森づくり県民税関係事業に充当しています。

(単位：百万円)

区 分	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	合 計
税 収 額	452	450	451	452	451	2,256
徴 収 取 扱 費	△ 19	△ 19	△ 19	△ 18	△ 20	△ 95
事 業 費 (うち地方創生推進交付金等充当額)	440 ( 7)	458 ( 27)	456 ( 24)	457 ( 24)	458 ( 28)	2,270 (110)

(注) R 2～5年度は最終予算額，R 6年度は当初予算額

(注) 計の不一致は四捨五入による。

### 3 みんなの森づくり県民税関係事業の実績と成果（令和2～5年度【4年間】）

みんなの森づくり県民税制度創設の趣旨や目的に則して、「森林（もり）にまなびふれあう（森林（もり）にまなびふれあう推進事業）」と「森林（もり）をまもりそだてる（森林（もり）をまもりそだてる整備事業）」を2つの柱として各種の施策を展開しました。

森林（もり）にまなびふれあう （森林（もり）にまなびふれあう推進事業）	302,074（32,275）千円
森林（もり）をまもりそだてる （森林（もり）をまもりそだてる整備事業）	1,509,886（49,205）千円
計	1,811,960（81,480）千円

※ 括弧内の金額は地方創生推進交付金等充当額で内数

#### (1) 森林（もり）にまなびふれあう推進事業

広く県民の皆様には森林・林業に対する理解を深めていただくとともに、森林を全ての県民で守り育てる意識の醸成を図るため、森林にふれあう機会の提供や森林環境教育の実施、木育インストラクターを養成するとともに、県民が自ら行う森林・林業に関する学習・体験活動、多様な主体による森林づくり活動、木育教材等の導入などを支援しました。

##### ① 事業実績（令和2～5年度）

事業名	事業内容	事業量
森林（もり）とのふれあい推進事業	「みどりの感謝祭」及び「九州森林（もり）の日植樹祭」の開催	開催数 5回 参加者 1,962人
	森林・林業に関する学習や体験活動への支援	助成 131件 参加者 19,007人
	パンフレット等の作成・配布	3,250部
森林環境教育推進事業	森林環境教育指導者研修	参加者 75人
	小・中学校等の児童・生徒等に対する森林環境教育の実施	実施校 74校 参加者 5,216人
	学校環境緑化・学校林等活動コンクールの開催	開催回 4回 参加校 92校
	緑の少年団活動発表大会の開催	開催数 1回 参加団 10団 参加者 109人
多様な主体による森林（もり）づくり推進事業	企業の森林（もり）づくり活動への支援	支援数 48社
	森林ボランティア技術研修の実施	参加者 644人
木とふれあう環境づくり推進事業	木育インストラクターの養成	養成数 75人
	木育教材等の導入への支援	助成 7件
	木造施設等の整備への支援	助成 42件
	木製品の開発への支援	助成 10件



【九州森林の日植樹祭】



【森林環境教育】



【森林ボランティア技術研修】



【木育教材等の導入】



【木育インストラクターによる木育活動】

## ② 成果

県民が自ら行う森林・林業に関するふれあい活動への支援や森林環境教育の実施、木育の推進等により、森林の有する公益的機能の重要性や森林整備の必要性、木の良さや利用の意義等に理解が深まるとともに、森林ボランティア団体や企業など多様な主体による自発的な森林づくり活動が行われるなど、森林を守り育てるという意識が高まっています。

### ◆ 森林・林業に関する学習・体験活動への参加者数

県民が自ら企画・実施する森林・林業に関する学習・体験活動には、多くの方々に参加いただいています。一方で、未来の森林づくりを担う「緑の少年団」の団員数は、児童数の減少などの影響で減少傾向にあり、より一層の支援が求められています。

#### ○ 森林の体験活動への参加者数

96,811人（R元年度末累計）→115,818人（R5年度末累計）

#### ○ 緑の少年団員数・団数

1,602人・69団（R元年度）→1,376人・66団（R5年度）

### ◆ 木育の取組の広がり

木育インストラクターの養成や木育教材等の導入支援により、木の良さや利用の意義を学ぶ「木育」の取組が広がってきています。

#### ○ 木育の実施回数

26回（R2年度）→380回（R5年度末累計）

#### ○ 木育への参加者数

656人（R2年度）→13,074人（R5年度末累計）

◆ **森林ボランティア登録者数等の増加**

自主的に森林づくりや地域の緑化活動に参加する森林ボランティアの登録者数は増加してきており、森林ボランティアが活動を通じて学んだことが県民に広がり、県民参加の森林づくりにつながってきています。

○ **森林ボランティア登録者数**

2, 281人（R元年度）→2, 594人（R5年度）

(2) **森林（もり）をまもりそだてる整備事業**

良好な森林環境を創出し、将来にわたって県民が森林の恩恵を享受することができる多様で健全な森林を育成するため、スギ・ヒノキ人工林の再造林・間伐等の森林整備、里山林等における雑木竹林の伐採整理や倒伏のおそれのある枯損木等の伐倒・除去などを支援しました。

① **事業実績（令和2～5年度）**

事業名	事業内容	事業量
未来につなぐ森林（もり）づくり推進事業	人工林伐採跡地における再造林等への支援	面積 13,073ha
	鳥獣被害防止施設設置への支援	延長 317km
	間伐等への支援	面積 1,532ha
	間伐機械等の整備への支援	助成 17件
	作業路網等の整備への支援	延長 299km
里山林等保安全管理促進事業	雑木竹林の伐採整理等への支援	面積 23ha
	マツへの薬剤の樹幹注入への支援	本数 1,479本
	枯損木等の伐倒・除去への支援	材積 4,674m <sup>3</sup>
	地域住民が共同して行う里山林整備（下草刈等）への支援	箇所 33箇所
	森林被害に対する保全対策への支援	箇所 3箇所



【人工林伐採跡地の再造林】



【計画的な間伐の実施】



【作業路網の整備】



【竹林の伐採整理】



【枯損木等の伐倒・除去】

## ② 成果

人工林伐採跡地における再造林や計画的な間伐の推進，里山林の整備等により，県土の保全や地球温暖化の防止など，森林の有する公益的機能が発揮されています。

### ◆ 再造林による森林づくりの推進

再造林は，森林の有する多面的機能の発揮や森林資源の循環利用を促進するための重要な施業の一つです。

みんなの森づくり県民税関係事業を活用し，様々な支援策を講じたことにより，再造林面積は順調に増加しています。

### ○ 再造林面積

5 3 2 ha（R元年度）→ 1, 1 3 4 ha（R 5年度）

### ◆ 間伐による森林の公益的機能の維持増進への貢献

間伐は，樹木の成長を促進し，下層植生の繁茂により地表の侵食を防止することなどにより災害に強い健全な森林をつくとともに，地球温暖化防止など森林の有する公益的機能の発揮に大きく貢献しています。

みんなの森づくり県民税関係事業により間伐を推進し，公益上重要な森林の整備が図られています。

### ○ 間伐面積及び二酸化炭素吸収量

8, 9 4 1 ha（R 2～R 5年度） → 約 7 9 千t-CO<sub>2</sub>/年

※ 間伐を行うと，残存木の成長が促進され，その分二酸化炭素をより吸収します。吸収される二酸化炭素の量は，木の成長に比例するため，木の成長量や容積密度，炭素含有率などから計算することができます。みんなの森づくり県民税を活用した分を含め，令和2年度から令和5年度までに本県で実施した間伐により，約79千トンの二酸化炭素が吸収されました。

## 4 みんなの森づくり県民税制度のあり方

### (1) 継続の必要性

本県では、九州で最も早く森林の有する公益的機能の維持・増進を図るための税制度を導入し、各種施策を展開してきた結果、森林づくり活動への参加や木育の取組の広がり等を通じて県民の森林を守り育てる意識が高まるとともに、再生林や間伐等の森林整備が進むなど、税の目的に沿った成果が上がってきています。

一方で、近年の気候変動に伴い、自然災害のリスクが高まっていることから、防災・減災を含め人々に様々な恩恵をもたらす「緑の社会資本」である森林を適切に整備・保全していくことにより、その機能を発揮させることが重要となっています。併せて、花粉発生源対策を含め県民の多様なニーズに対応した森林づくりが求められています。

また、令和11年「全国植樹祭」の本県開催に向けた準備が進められており、これらの取組等を通じて、森林の果たす重要な役割について県民の理解を深めていくことが大切です。

このようなことから、県としては、県民共通の財産である本県の森林を県民一体となって守り育て、持続可能な資源として、より良い姿で次世代に引き継いでいくため、県民の理解と協力の下、みんなの森づくり県民税を継続し、森林環境の保全と森林を全ての県民で守り育てる意識の醸成に資する施策を推進していくことが必要であると考えています。

### (2) 課税方式

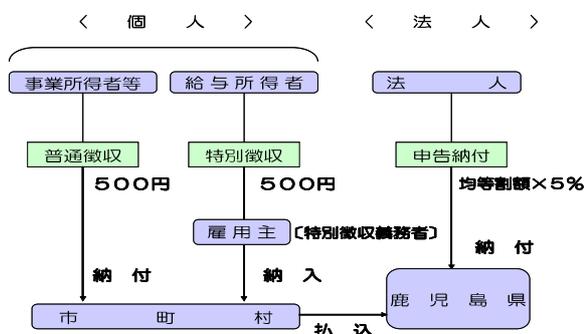
森林の持つ公益的機能は全ての県民が享受していることから、受益者である県民の皆様に幅広く負担いただくことが適当であると考えており、課税方式は、これまでと同様、県民税超過課税方式で行うこととします。

### (3) 税率

個人と法人が森林から受ける受益の程度の違い等を勘案し、これまでと同様、個人については500円、法人については県民税均等割額の5%相当額とします。

### (4) 課税期間

課税期間については、5年間とします。



## 5 みんなの森づくり県民税関係施策の方向性

### (1) 基本的な考え方

水源の涵養，災害の防止，地球温暖化の防止，生物多様性の保全等の森林の有する公益的機能の重要性やこれまでのみんなの森づくり県民税関係事業の成果，森林・林業等の情勢に鑑み，森林の有する公益的機能を将来にわたって持続的に発揮させるため，今後とも，「森林を全ての県民で守り育てる意識の醸成」，「森林環境の保全」の2つの目的の達成に向け施策を推進します。

具体的には，「森林にまなびふれあう」施策として，森林にふれあう機会の創出や森林環境教育の推進，多様な主体による森林づくりの促進，木とふれあう環境づくり，全国植樹祭を通じた森林を守り育てる意識の醸成，「森林をまもりそだてる」施策として，育ててつなぐ森林づくり，多様なニーズに応える森林づくり，里山林等の維持・再生に取り組みます。

### (2) 各施策

#### ① 森林にまなびふれあう（森林を全ての県民で守り育てる意識の醸成）

##### ア 森林にふれあう機会の創出

県民の森林・林業に対する理解を深めるため，森林・林業に関する学習や体験活動を支援するとともに，身近な森林を活用し，県民が樹木や水辺，小動物などの自然に触れ，ゆとりや癒しを享受する機会の創出に努めます。



##### イ 森林環境教育の推進

未来を担う子どもたちが，森林・林業の果たす役割や重要性について理解を深め，将来にわたって森林を守り育てる意識の醸成が図られるよう，体験活動をはじめとした森林環境教育を推進します。



##### ウ 多様な主体による森林づくりの促進

自治会やNPO，企業などが行う森林づくりを支援するとともに，それらを牽引する森林ボランティアの育成を図り，多様な主体による森林づくりを推進します。



## エ 木とふれあう環境づくり

県産材を利用することが森林の有する公益的機能の発揮に貢献することについて県民の理解を深めるため、木の良さや利用の意義を学ぶ「木育」、多くの人たちが木の良さを実感できる木造施設の整備、木製品の開発等を通じた取組を支援します。



## オ 全国植樹祭を通じた森林を守り育てる意識の醸成

「全国植樹祭」の本県開催を通じて、森林の重要性や木材利用の意義に対する県民の理解をより一層深める取組を推進します。

## ② <sup>もり</sup>森林をまもりそだてる（森林環境の保全）

### ア 育ててつなぐ<sup>もり</sup>森林づくり

「伐って、使って、植えて、育てる」という森林資源の循環利用を推進し、健全な森林を次世代に継承するため、再造林の低コスト化や推進体制の強化、間伐や路網の整備などを支援します。



### イ 多様なニーズに応える<sup>もり</sup>森林づくり

花粉発生源対策や多様な生物の生育・生息の場としての森林の果たす役割を踏まえ、花粉の少ない苗木の植栽による再造林、立地条件等に応じて針広混交林化や広葉樹林化などを支援します。



### ウ 里山林等の維持・再生

県民の生活に密接な関わりを持つ里山林等の維持・再生を図るため、森林病虫害の防除、雑木竹林や枯損木の伐採整理、倒伏のおそれのある危険木の除去などを支援します。



## (3) 森林環境譲与税との関係

森林環境譲与税については、それぞれの地域の実情に応じて、市町村が行う森林整備及びその促進に関する費用並びに都道府県が行う市町村による森林整備に対する支援等に関する費用に充当しています。

一方、みんなの森づくり県民税については、条例の目的である「森林を全ての県民で守り育てる意識の醸成」、「森林環境の保全」を達成するための施策のうち、国庫補助事業や森林環境譲与税等を活用して実施する取組や地方自治体の基本財産の造成につながる取組を除くもので、個々の市町村でなく県全域で実施した方が、効果発揮が期待される施策に充当しています。

# 資 料 編

- 1 本県の森林・林業の現状 . . . . . 資料－ 1
- 2 森林の有する多面的かつ公益的機能 . . . . . 資料－ 4
- 3 他府県の導入状況 . . . . . 資料－ 5

# 1 本県の森林・林業の現状

## (1) 森林資源

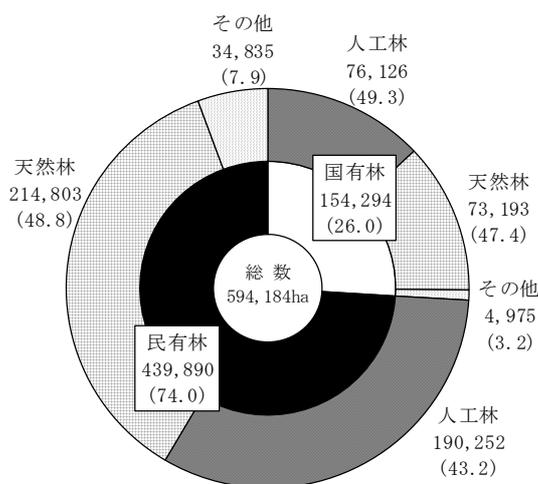
本県の森林面積は、約59万haで県土の65%を占めており、全国11位、九州1位となっています。また、民有林面積は約44万haで、そのうち約43%は人工林が占めています。森林資源の蓄積量は、全体で約1億6千万 $m^3$ 、民有林が1億2千万 $m^3$ となっています。

また、県内民有林のスギ・ヒノキ人工林の面積及び蓄積量を林齢別にみると、51～55年生をピークとした山型となっており、そのうち間伐の対象となる16～45年生の森林は全体の約2割を占めており、今後、その割合は減少する見込みです。

一方、建築用材等として利用可能な31年生以上の森林は、全体の約9割を占めており、今後もその割合は増加する見込みです。

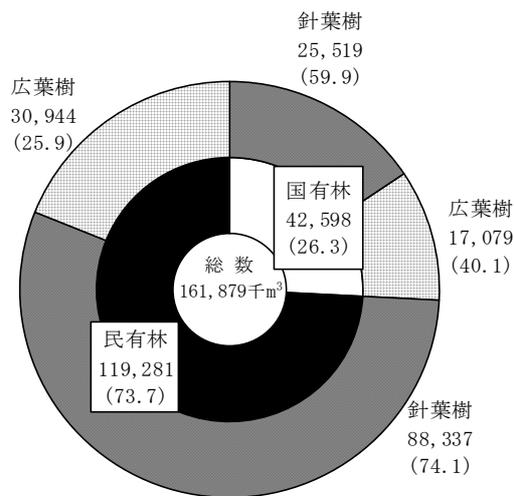
### 【森林面積】

総面積：594,184ha（県土の65%）



### 【森林蓄積】

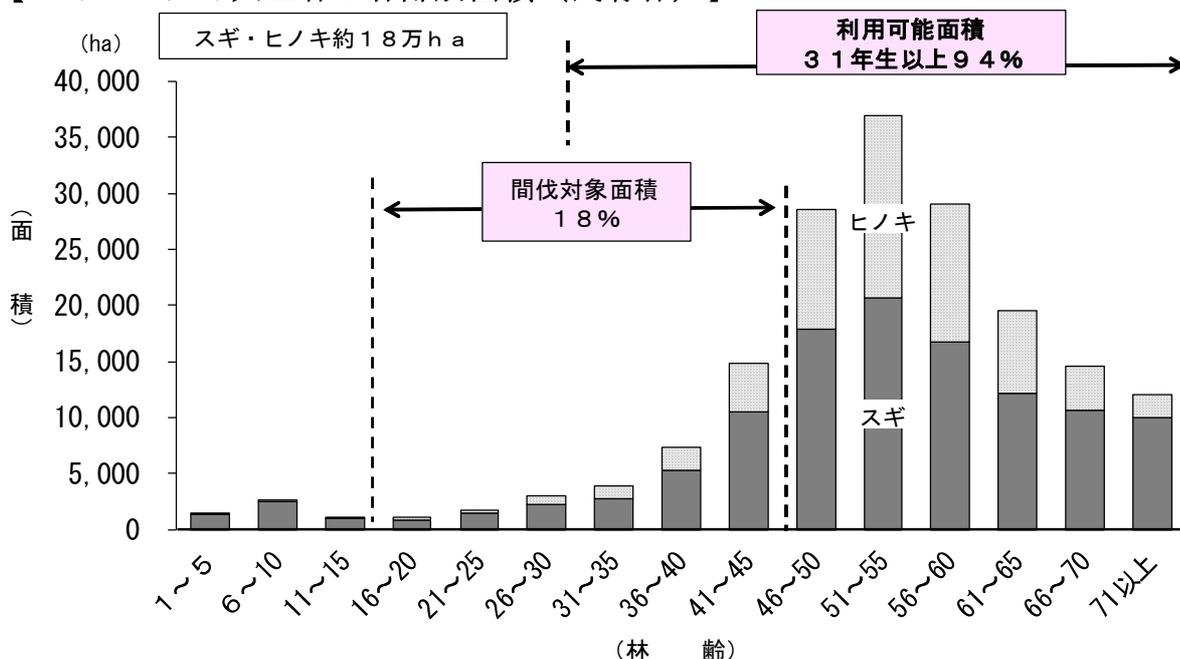
総蓄積：161,879千 $m^3$



(令和5年4月1日現在)

資料：令和5年度県森林・林業統計

### 【スギ・ヒノキ人工林の林齢別面積（民有林）】



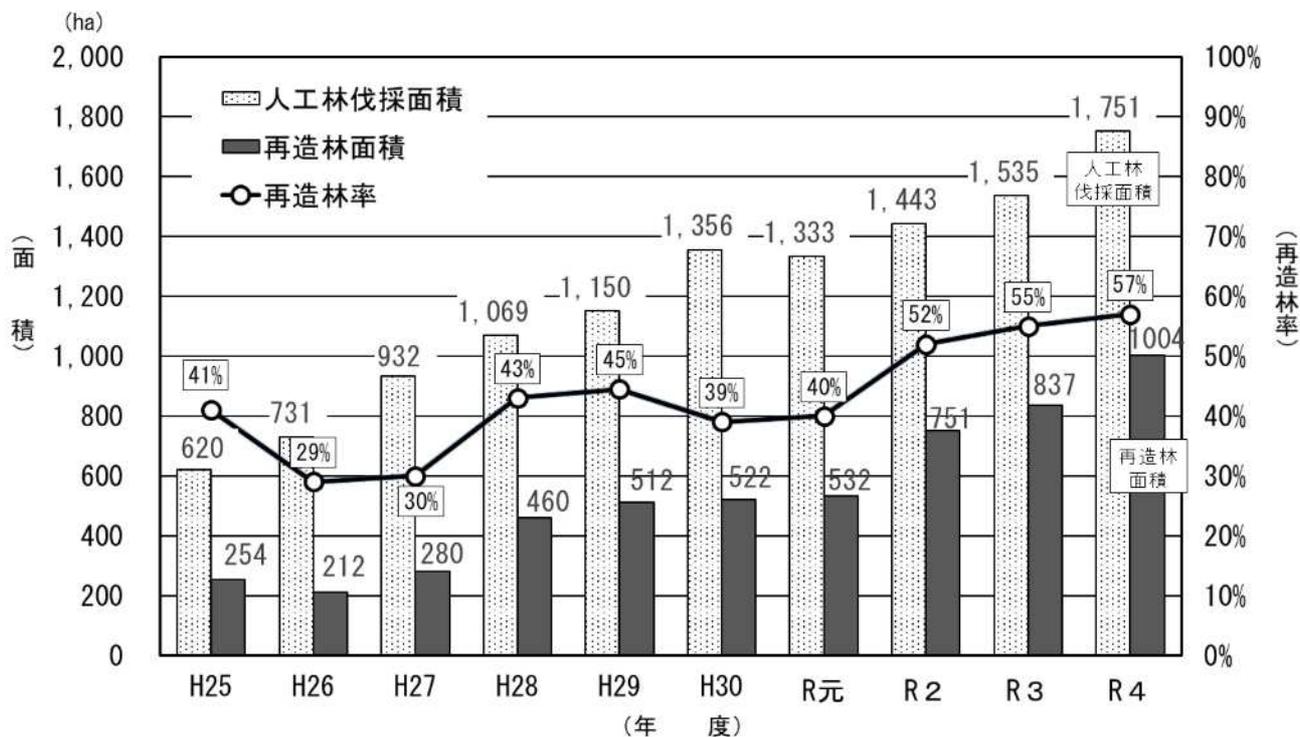
(令和5年4月1日現在)

資料：令和5年度県森林・林業統計

## (2) 森林の整備

本県のスギ・ヒノキ人工林は本格的な利用期を迎えており、木材需要の増加に伴い、人工林の伐採面積は年々増加しています。再造林率面積も順調に増加しているものの、令和4年度時点で再造林率は6割程度となっています。

【人工林伐採面積と再造林面積の推移（民有林）】

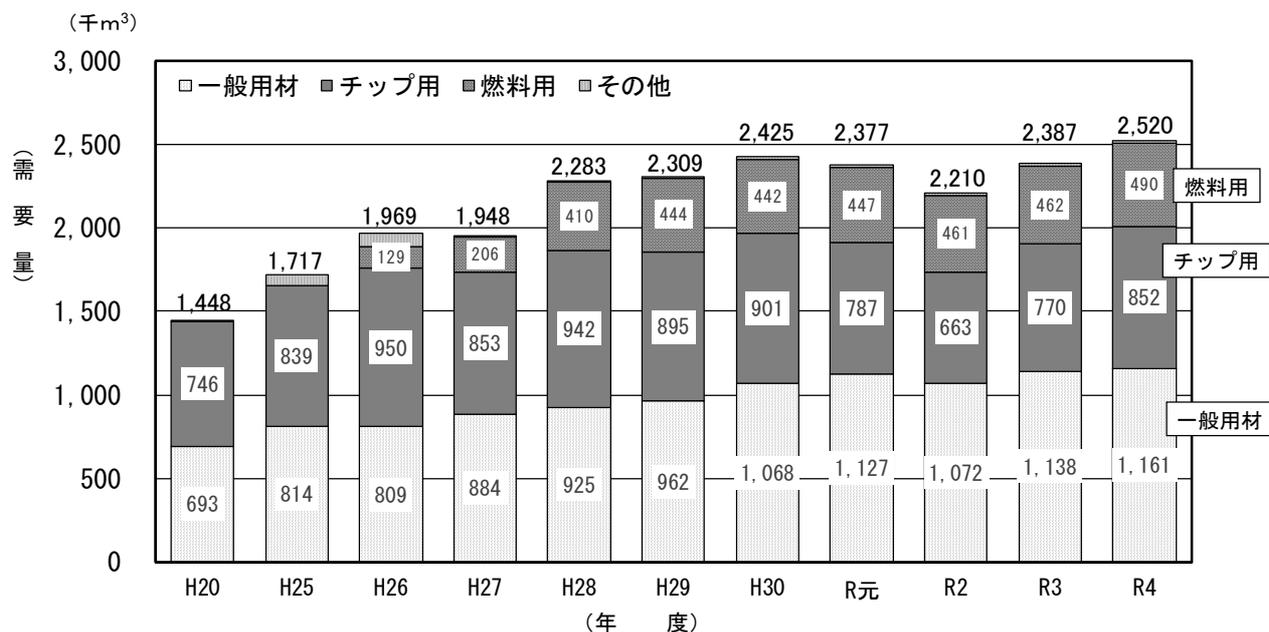


資料：森林経営課

## (3) 木材の需要量・供給量

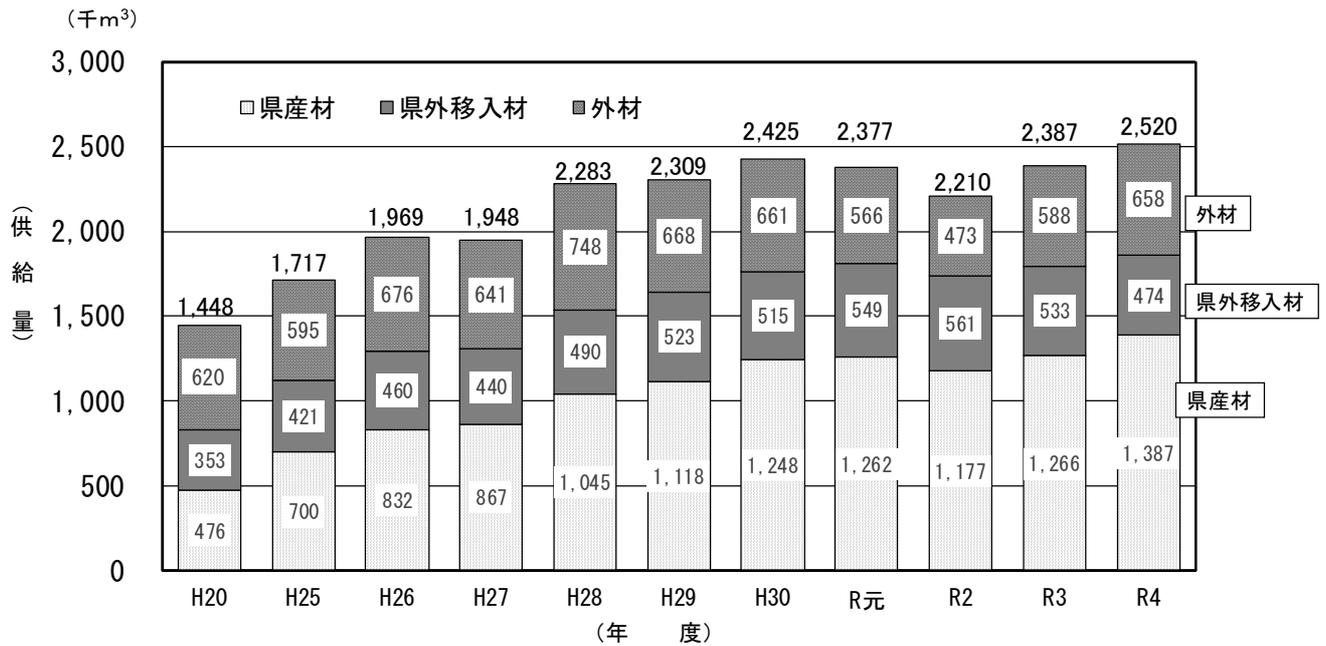
令和4年度の木材需要量は252万 $m^3$ で、その内訳は一般用材（製材用，合板用）が46%，チップ用が34%，木質バイオマス発電施設の燃料用が19%となっています。木材供給量の内訳は，県産材が55%，県外移入材が19%，外材が26%となっており，外材のほとんどはチップ材として輸入されています。

【本県における木材需要量の推移】



資料：令和5年度県森林・林業統計

### 【本県における木材供給量の推移】

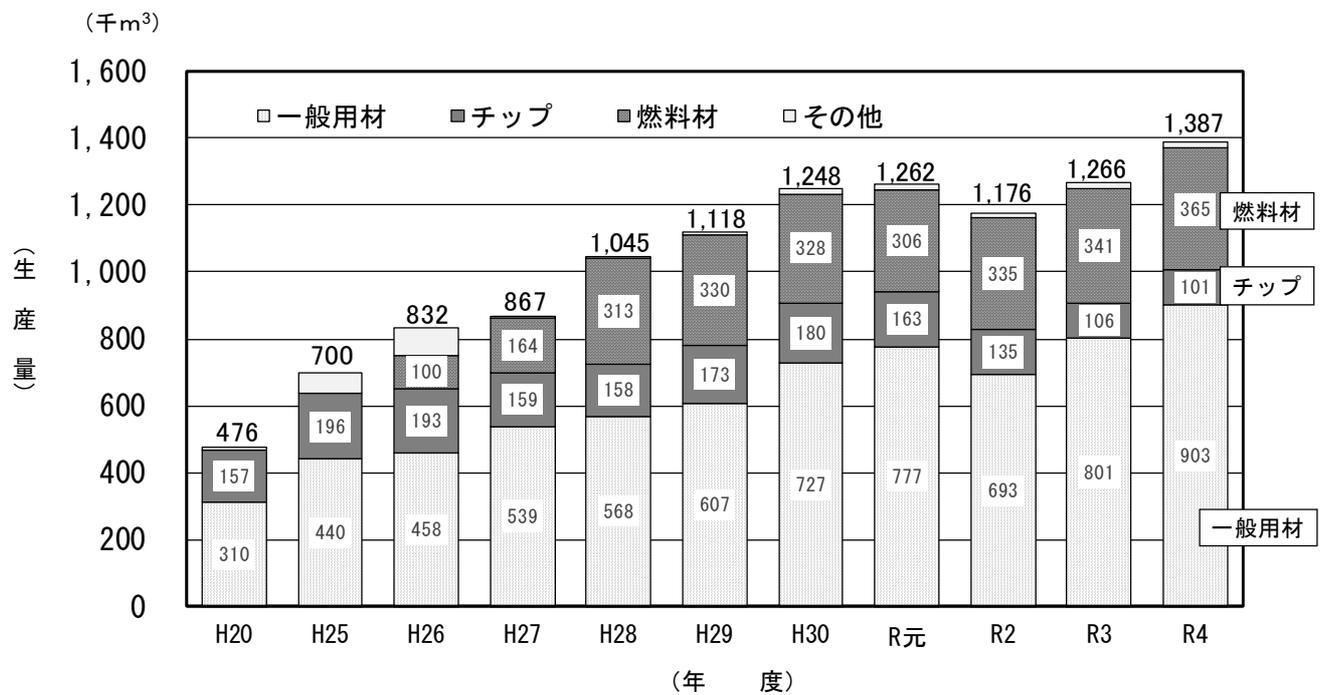


資料：令和5年度県森林・林業統計

### (4) 県産材の生産量

森林資源の充実や木材需要量の増加に伴い、県産材生産量は増加傾向にあり、令和4年度は138万7千m<sup>3</sup>となっています。用途別生産割合は、65%が一般用材（製材用、合板用）、7%がチップ、26%が燃料材となっています。

### 【県産材生産量の推移（用途別）】

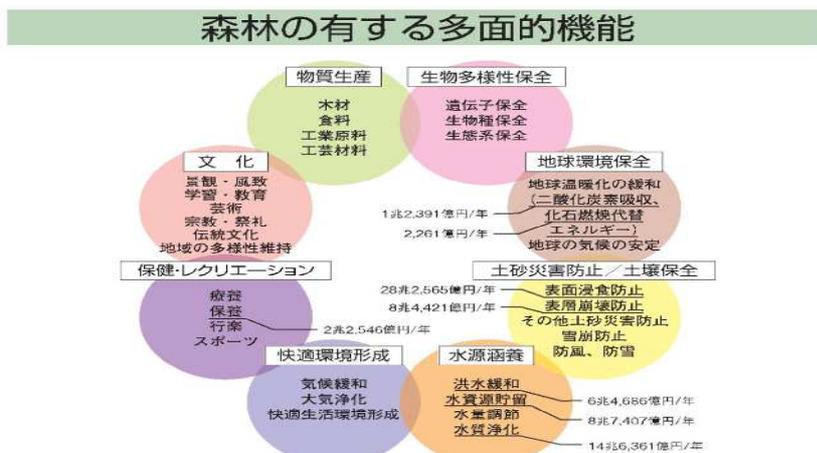


資料：県森林・林業統計

## 2 森林の有する多面的かつ公益的機能

### (1) 森林の有する多面的機能

我が国の森林は、水源涵養、山地災害防止、生物多様性保全、木材生産などの多面的機能を通じて、国民生活・国民経済に貢献しています。

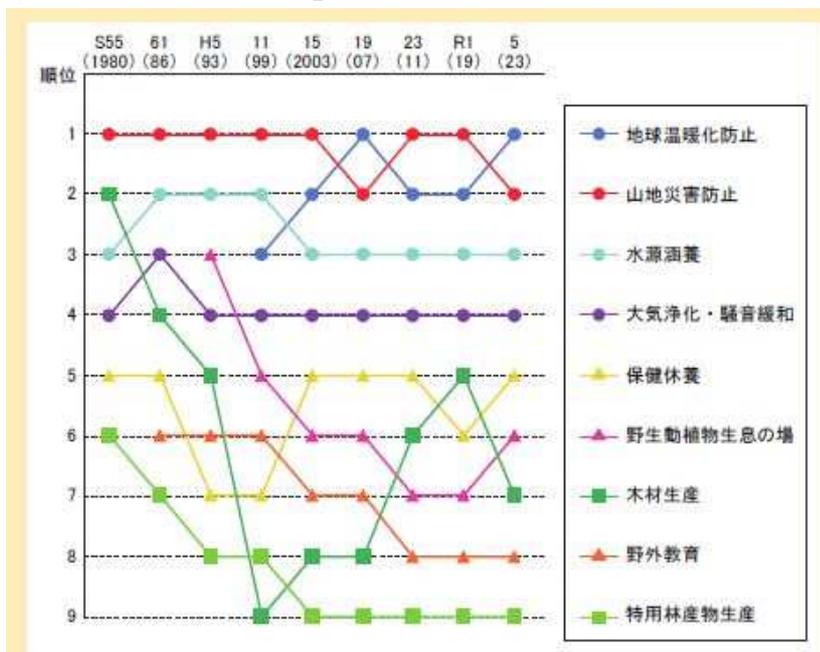


資料：日本学術会議答申及び同関連付属資料

### (2) 国民が森林に期待する役割

森林の有する多面的機能に対する国民のニーズも多様化してきており、なかでも、地球温暖化防止や山地災害防止に対する期待が高くなっています。

#### 【森林に期待する役割の変遷】



注1：回答は、選択肢の中から複数回答。

2：選択肢は、特になし、わからない、その他を除き記載している。

資料：総理府「森林・林業に関する世論調査」（昭和55(1980)年)、「みどりと木に関する世論調査」（昭和61(1986)年)、「森林とみどりに関する世論調査」（平成5(1993)年)、「森林と生活に関する世論調査」（平成11(1999)年)、「内閣府「森林と生活に関する世論調査」（平成15(2003)年、平成19(2007)年、平成23(2011)年、令和元(2019)年、令和5(2023)年)に基づいて林野庁企画課作成。

資料：令和5年度森林及び林業の動向  
令和6年度森林及び林業施策

### 3 他府県の導入状況

森林整備にかかる地方公共団体の超過課税の導入状況

団体名	税の名称(通称)	導入時期	議決時期	超過課税(府県民税等均等割)の税率	
				個人	法人
岩手県	いわての森林づくり県民税	H18.4	H17.12	1,000円/年	均等割額の10%増
宮城県	みやぎ環境税	H23.4	H22.3	1,200円/年	均等割額の10%増
秋田県	秋田県水と緑の森づくり税	H20.4	H19.11	800円/年	均等割額の8%増
山形県	やまがた緑環境税	H19.4	H18.12	1,000円/年	均等割額の10%増
福島県	福島県森林環境税	H18.4	H17.3	1,000円/年	均等割額の10%増
茨城県	森林湖沼環境税	H20.4	H19.12	1,000円/年	均等割額の10%増
栃木県	とちぎの元気な森づくり県民税	H20.4	H19.6	700円/年	均等割額の7%増
群馬県	ぐんま緑の県民税	H26.4	H25.3	700円/年	均等割額の7%増
神奈川県	水源環境保全税	H19.4	H17.10	均等割:300円/年※	なし
富山県	水と緑の森づくり税	H19.4	H18.6	500円/年	均等割額の5~12.5%増
石川県	いしかわ森林環境税	H19.4	H18.12	500円/年	均等割額の5%増
山梨県	森林及び環境保全に係る県民税	H24.4	H23.10	500円/年	均等割額の5%増
長野県	長野県森林づくり県民税	H20.4	H19.12	500円/年	均等割額の5%増
岐阜県	清流の国ぎふ森林・環境税	H24.4	H23.12	1,000円/年	均等割額の10%増
静岡県	森林(もり)づくり県民税	H18.4	H17.12	400円/年	均等割額の5%増
愛知県	あいち森と緑づくり税	H21.4	H20.3	500円/年	均等割額の5%増
三重県	みえ森と緑の県民税	H26.4	H25.3	1,000円/年	均等割額の10%増
滋賀県	琵琶湖森林づくり県民税	H18.4	H17.6	800円/年	均等割額の11%増
京都府	豊かな森を育てる府民税	H28.4	H27.12	600円/年	なし
大阪府	森林環境税	H28.4	H27.10	300円/年	なし
兵庫県	県民緑税	H18.4	H17.3	800円/年	均等割額の10%増
奈良県	奈良県森林環境税	H18.4	H17.3	500円/年	均等割額の5%増
和歌山県	紀の国森づくり税	H19.4	H17.12	500円/年	均等割額の5%増
鳥取県	豊かな森づくり協働税	H17.4	H16.3	500円/年	均等割額の5%増
島根県	水と緑の森づくり税	H17.4	H16.12	500円/年	均等割額の5%増
岡山県	おかやま森づくり県民税	H16.4	H15.11	500円/年	均等割額の5%増
広島県	ひろしまの森づくり県民税	H19.4	H18.12	500円/年	均等割額の5%増
山口県	やまぐち森林づくり県民税	H17.4	H17.3	500円/年	均等割額の5%増
愛媛県	森林環境税	H17.4	H16.12	700円/年	均等割額の7%増
高知県	森林環境税	H15.4	H15.2	500円/年	500円/年
福岡県	福岡県森林環境税	H20.4	H18.12	500円/年	均等割額の5%増
佐賀県	佐賀県森林環境税	H20.4	H19.12	500円/年	均等割額の5%増
長崎県	ながさき森林環境税	H19.4	H18.12	500円/年	均等割額の5%増
熊本県	熊本県水とみどりの森づくり税	H17.4	H17.3	500円/年	均等割額の5%増
大分県	大分県森林環境税	H18.4	H17.3	500円/年	均等割額の5%増
宮崎県	森林環境税	H18.4	H18.3	500円/年	均等割額の5%増
鹿児島県	みんなの森づくり県民税	H17.4	H16.6	500円/年	均等割額の5%増

※各県からの聞き取りにより林野庁が作成した資料を基に作成。

※神奈川県は、県民税の均等割に加えて所得割への上乗せ(0.025%)を実施している。

※富山県は、資本金等の額に応じて定額で課税。

※超過課税を導入した府県の多くは5年間の措置としているが、全ての導入県において期限到来時に延長を行っている。